

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成23年3月15日(火) 午前10時00分～午後1時08分
(休憩 午前11時01分～午前11時10分)
(休憩 午前11時59分～午後 1時00分)

会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 幸前信雄、 2 番 杉浦辰夫、 5 番 鈴木勝彦、
9 番 神谷ルミ、 10 番 寺田正人、 14 番 井端清則、
18 番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長（兼議案提出者としての説明員）

2. 欠席者

16 番 神谷 宏

3. 傍聴者

3 番 杉浦敏和、 6 番 磯貝正隆、 8 番 内藤皓嗣、
12 番 水野金光、 13 番 内藤とし子、 15 番 岡本邦彦、
17 番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、経営戦略GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
収納GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、上下水道GL、
地域産業GL、
行政管理部長、人事GL、行政契約GL、情報管理GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- (1) 議案第 2 号 指定金融機関の指定について
- (2) 議案第 3 号 高浜市民生活安定資金信用保証運営委員会条例の廃止について
- (3) 議案第 4 号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- (4) 議案第 5 号 衣浦衛生組合理約の変更について
- (5) 議案第 6 号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
- (6) 議案第 7 号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について
- (7) 議案第 8 号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第 9 号 高浜市職員定数条例の一部改正について
- (9) 議案第 10 号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について
- (10) 議案第 11 号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- (11) 議案第 12 号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
- (12) 議案第 13 号 高浜市副市長の定数を定める条例の一部改正について
- (13) 議案第 14 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- (14) 議案第 36 号 高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例の制定について
- (15) 議案第 37 号 高浜市住宅リフォーム助成に関する条例の制定について
- (16) 陳情第 2 号 「T P P への参加に反対する意見書」を求める陳情

(17) 陳情第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る3月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案15件及び陳情2件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

異議なし

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異議なし

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦辰夫委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説(行政管理部) 特にございません。

《質疑》

(1) 議案第2号 指定金融機関の指定について

問(2) 今回の指定金融機関が変わるということで、入札とお聞きしていますが、今回碧海信用金庫に変わったという、どういう差異があったか、お願いいたします。

答（会計管理者） 皆様御存知のとおり、1階の市役所派出所には指定金融機関さんのほうから2名の職員を派遣していただいております。この職員の派遣手数料につきましては、現行無料でございますけれども、今回新しく指定金融機関を選定するに当たりまして、3行、三菱東京UFJ銀行さん、岡崎信用金庫さん、碧海信用金庫さんのほうへ、先ほど申されました入札というのですか、調査票を依頼しましたところ、現行は無料でございますけれども、三菱東京UFJ銀行さん、岡崎信用金庫さんは2名の派遣手数料をいただきたいと。碧海信用金庫さんにつきましては、現行どおり無料でいいという御回答をいただきました。そのほかに歳入事務における電算処理手数料等につきまして、若干の差異がございます。その合計をいたしますと、碧信さんとほかの2行さんと約600万円ほどの差異が出てまいりましたので、今回高浜市にとって最も有利な碧海信用金庫さんを7月1日からの新しい指定金融機関さんに指定をお願いするものでございます。

（2）議案第3号 高浜市民生活安定資金信用保証運営委員会条例の廃止について

問（14） 廃止の条例ということですが、説明的には過去の実績がなかったということと、それから事業仕分けの廃止の対象になったということと、それから近隣市で同じような制度がない。こういうことが挙げられて、廃止の提案ということですが、これは例えば一つの廃止の理由に挙げた利用が少ないという点では、私どもが常々機会をとらえて主張してきたのは、利用される方の立場に立って、もっと改善をする余地があるのではないかと、これを提案をしてきましたけれども、その点では今日までのこの制度において、内部的にどういうふうに改善をされてきたかというんですかね、いうところがまず最初にお聞きをしておきたいと思います。

答（市民生活） 委員のおっしゃるとおり、この関係では19年6月と20年12月議会で一般質問でも同様な御質問をいただいております。その中で改善というところでございますが、やはりこの制度自体、セーフティネットの位置づけは当然持っておるんですけども、税を充てるということでそのあたりの部分というのは、借りやすくするというところでは、なかなかちょっとダイナミ

ックな改革はできておらないというのが現状でございます。

問（14）　　そういうふうにな、改善をしないままに今日に至ってるところがね、利用する側の立場に立ちますと、大変使い勝手が悪いという裏返し
の状況になってるんだらうというふうにするんでは、だからまずはこの課題のやはり抜本的な見直しということを経ることで、それでもなお、利用
者の件数が芳しくないということであるならばね、私どもも理解をしたいな
と思いますけども、そういう内部的な改善が十分図られてないままでの提案
というのは、基本的には賛成しかねるということをお願いしておきたい
と思います。同時にこういう制度と同種類の金銭的な借り手として、サラ金というのがありますけども、この業界からお金を借りて、生活がやりくりが立たない
ということで、さまざまそこからの生活相談というのがね、いっときと比べると件数的には減っておりますけれども、金額が大きくなってるとい
うことと、件数がやはりそれなりにですね、相談事として私どものところに寄せられておりますので、やはりそういったところにお金を借りるとい
う点では、本人の自覚等もあることは言うまでもありませんけれども、しかしながら、公的な機関で融資的な制度があるということであるならば、
サラ金でまずお金を借りるといふふうじゃなくて、公的な制度があるからという話も市民の皆さんたちにすることができるわけですので、
そういった意味からもこの制度の存続というのは、私は非常に大事な制度の一つというふうには思っております。したがって、
こういうことも私ども考えておりますので、ぜひ再検討をということを求めたいと思っておりますけども、その点では今日の時点で
どういうふうには考えているのか、改めて聞いておきたいと思っております。

答（市民生活）　先ほど委員もおっしゃいました、今回の理由のところ、過去の実績、事業仕分けの結果、近隣市の状況というお話がありました。これに
加えて、民間のこういった貸付融資制度が充実をしておるといふことも、廃止に向けての一つの結果というか、判断の一つでござい
ます。先ほどの安易にサラ金にというところは、そういうのは私どもも望んでおるところではござい
ませんが、こういった民間の貸付制度が充実をしておるといふ中で、サラ金に行く前に民間のほうにもいろいろ御相談をいただければと、か
ように考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

問（１４） 民間の制度がいろいろあることも承知はしておりますけども、しかしながら非常にハードルが高いですよ。収入的な状況、あるいは資産的な状況等々があって、もちろん保証人等も中にはありますけれども、そういったことを勘案しますと本当に生活に困って、この先１日でも早くということでの緊急の金銭的な核を求めたいという人にとってみますとね、さまざまなハードルがあって、それを乗り越えなければ民間の融資制度が充実しておるといってもね、その利用方が非常に悪いということも現実の問題としてあるわけですので、その辺も考えるとやはり公的な資金で、公的な制度として存続をしていくというのは、ある面では非常に大事な制度であると指摘をしておきたいと思います。

（３）議案第４号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

質 疑 な し

（４）議案第５号 衣浦衛生組合規約の変更について

質 疑 な し

（５）議案第６号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

質 疑 な し

（６）議案第７号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について

問（１４） この条例の一部改正ですけども、予算的に影響を受けるのは約７３０万減収だという話がされておりますけども、これは改正に及んだのは地価の下落ということが挙げられておりますけれども、その地価の下落に伴って、これだけの金額下げなければならないという、その根拠そのものがよく見えて

こないんで、まずは道路占用料の算出根拠、方法というんですか、一般的には固定資産税の評価額に面積だとか延長だとか、あるいは期間だとか乗じて、なおかつその減免というんですかね、軽減というのをかけて、割り出してるということは承知しておりますけども、一度数字的なことでどうなのかというところ、まずは説明求めたいと思います。

答（都市整備） まずなぜ占用料を下げるかというのを言いたいと思いますので、今回平成10年から13年目になってやっと改正をするわけなんですけど、この中で地価の下落がかなりあります。国が平成20年度の4月から道路の占用の改正を行われました。また愛知県においても、平成22年の4月に改正が行われております。本市におきましても、従来から国、県が道路占用料を改正した時に、契機としまして改正を行っております。今回、下がった理由としまして本市における固定資産税の評価額、かなり下がっておるということで、前回平成10年度におきましては固定資産の評価額が平均価格が5万9,602円でありましたものが、平成22年度におきましては、4万1,899円となりました。その資料をうちのほうの算定基準に合わせてみますと、うちのほうの算定が平均の占用料を出すのに、住宅地が4万1,899円に対しまして、造成費と用途全部を加算させていただきまして、平均値が住宅地の場合が調整区域等変わってきますので、住宅地が0.731%あります。それと調整区域におきましても、26.9%あります。そういったものを踏まえて、全部をやりますと愛知県の平均値が4万1,871円。高浜市におきましては、4万1,790円ということで、ほぼ同等の金額になりまして、今回改正をさせていただいておるわけでございます。

問（14） 地価の下落が数字的な面で下がってるということは、今の数字で理解はしておきたいと思いますが、しかしながら地価の固定資産税の評価額そのものを、占用料に置き換えて徴収しているということではないわけですね。これに乗じる係数というのは、これは3%なんですか、4%なんですか。つまり私が言いたいのは、非常に低い係数をかけて、それで占用料を徴収をしていると。地下の下落そのものというのは、わからない話でもないわけですがけれども、その占用料を算出する計算式の中でね、もともと低い係数をかけての徴収に及んでるというわけですから、そこを地価が下落したからといってね、

連動してこの占用料も下げるんだというのは、ちょっといかなものかということなんです。しかも道路占用料に関係するその業種というのは、中電さんの電柱であったり、あるいはN T Tのものであったり、あるいは地下に埋設されておる東邦ガスさんのガス管であったりということを見ますと、総じて、すべてですね、大手の企業というところが関係しているわけですね。その業種を見ますと、いずれもそれぞれの決算ベースで見ても、純利益というのが数百億円の単位で利益を上げてるということですので、この地価が下落したと、しかも低額の徴収占用料でさらに下げるといのはね、私は今の経済状況の中にあっても、占用料の引き下げというのはいなくてもいいのではないかという考え方を持ってらるんですね。しかも当市にとっては、非常に貴重な財源ですよ。一般会計で入ってくる700数十万といえども、財政厳しい折に、この減収というのはやはり考えていく必要があるのではないのかなというふうに思うんですね。片や、法人市民税の不均一課税なんかやっておればね、私はまたどうかなということ賛成する考えにもなびくかもしれませんが、現状当市の場合はそういうこともやっていないということも加味しますとね、これは一考を要すると。県下の状況、近隣市の状況に倣って、歩調を合わせるというその考え方も理解できないわけではないですけども、しかしながらそれぞれの市町の独自の財政運営を考えますと、貴重な財源の一つとして、これは当分の間、やはり現況据え置くという政策を進めることが妥当ではないのかなということを思いますけども、基本的な考え方だけ聞いておきたいなと思います。

答（都市政策部） まず初めに占用料の算式でございますが、固定資産の評価額をもとにして、まず道路価格というものを出します。それにかけることの占用面積ですね、面積をどんだけ使っておるか。それプラス、使用料率、使用料率というのは、たまたま市で言いますと今、固定資産の4%というのが、大体借りる場合も貸す場合も4%ということで統一されておりますが、そういった使用料率。それにあと修正率。修正率というのは地上に立っておるのが1とすると、地下に入っておるのはそれからちょっと低いよという、こういう修正率をかけて一応占用料の額というのは決まっております。先ほどこういった道路価格は下がっております。これプラス、占用面積は以前と同じでございますが、ただし使用料率が従前は2.6%という低い数字でございましたが、これは1%

上げて3.6%にいたしております。そういったことから、先ほどリーダー言いましたように、高浜市と愛知県との差もほとんどないことから、愛知県の単価をそのまま利用させていただきたいと、こういうことでございますので御理解をお願いいたします。

問（14） 今の答弁にもあったように、かける係数そのものが非常に低いということは問題だということも指摘をしておきたいというふうに思いますし、それからもう一つ民民の話がどこまで行政のほうに入っているか定かではありませんけども、民有地に中電柱が敷地の中に入っておったりね、あるいは電話柱が立てられておったりというのが現実的にあちこちありますけども、それはこの行政がこういう一部改正をやって引き下げるということに連動して、中電のほうから例えば電話柱であればね、中電のほうからその民有地の所有者の方に行政のほうでこういうふうな手立てが講じられたんで、お宅の契約上の問題も今後、使用料というんですかね、いうのを引き下げさせてもらいますというふうなことに、連動していくことも懸念されますけども、この話はなんか問い合わせだとか苦情だとか、民民の話なのであずかり知らんということなのか、相談事として入っているのかどうかね、この点、現状どうなってるんですか。

答（都市整備） 電柱が道路ではなく、民地にある場合が、民地の借地がどうなってるかというお話なんですけども、実は中部電力に民有地の契約につきまして、問い合わせをさせていただきました。私どもが23年の4月1日から改定はするんですけども、実は中電のほうは平成6年4月1日の改定時から、来年度も個人の借地は下げないとお聞きはさせていただいております。

（7）議案第8号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部改正について

問（2） 今回、条例改正案の施行期日が4月2日である理由と4月1日の給料の取り扱いはどうなるか、お願いしたいと思います。

答（人事） 最初に施行期日でございますけども、現在の教育長の教育委員としての任期がこの23年の4月1日まででございます。そうしたことから、今回の条例改正案の施行期日を4月2日とさせていただいております。2点目の給料の取り扱いにつきましては、この条例の第3条におきまして、他の一般職

の例によるというふうに規定をされております。したがって、それぞれの給料を日割りによって計算することになります。

問（２） 常勤特別職に準ずるとなれば、現在市長及び副市長の給料が減額措置を講じられておるわけですが、今議会で減額を１年延長する議案が提出されていますが、教育長についてはどう取り扱いますか。

答（人事） 教育長に対する特例減額措置ということでございますけども、まず最初に市長と副市長、教育長との関係でございますが、副市長が市長の補助機関、補助職員であるのに対しまして、教育長というのは市長と同等に位置づけられております、執行機関である教育委員会の構成員でございます。したがって、市長独自の考えで教育長の給料月額を減額を提案することにつきましては、適切ではないと考えておりました、今の段階では減額特例条例の案は提案してないということでございます。

問（２） 次に市長等の給料月額を改正しようとする時は、報酬等の審議会に諮らなければならないとなっておりますが、教育長についてはどう取り扱うかお願いいたします。

答（人事） 報酬審の関係でございますけども、教育長の身分というのは一般職に属する常勤の地方公務員ということでございます。今回教育長の給与を常勤特別職準拠としている市、県内多数、ほとんどでございますけども、そういったところにおきましても報酬審の対象になっていない市がほとんどでございます。いろんな条例、準則っていうものがお手本ですね、条例のお手本、準則といいますが、示されておりますが、そんな中におきましてもこの報酬審の条例の準則、これにつきましては教育長というのが対象外になっております。したがって、本市におきましても教育長の給料の改定につきましては報酬審の対象外という考え方であります。しかしながら、経済動向が変わってまいりますと、市長、副市長の給料月額を報酬審において改定する場合は十分考えられますけども、そういった時には教育長につきましても同じような考え方をもって改定すべきだろうと考えております。

問（９） 月額についてお聞きしますけれども、月額ベースですと１５万７，５００円ほどアップしますけれども、月額支給のその他の手当と種類は改められるということですので、年額ベースにするとどれぐらいが差異が出るのか、

わかっていたら教えてください。

答(人事) 改正前と改正後の年額の教育長の給与の差額でございますけども、年額で28万円弱というふうに試算をしていたしております。

問(9) 28万どうなるわけですか。弱、上がる、下がるの。

答(人事) 多くなるということでございます。

問(9) 年間ベース28万というと、月に換算すると1万4,000円上がるわけですけど、人件費計上費で、報酬審で対象外ということで、この月額が決定されればしばらくこのままでいくという、変えれないということを前提にしてお話申し上げます。現下の社会情勢の経済情勢をかんがみ、この教育長の改定に対しては、今までの教育長さんがやられてきたものと同じベースでやっていただきたいというのが意見です。

(8) 議案第9号 高浜市職員定数条例の一部改正について

問(14) 一つは人口千人当たりの職員数というのは、数字的にはどういうふうなレベルにあるのか、示していただきたいと思えます。

答(人事) 人口当たりの職員ということでございますけども、人口約4万5,000で計算をいたしますと、人口166人に対して職員1人という割合でございます。人口千人当たり職員6人という計算になります。

問(14) 近隣5市との比較ではどうですか。持っているものがあれば。

答(人事) 近隣の人口千人当たりの職員数という資料は持ってありませんが、例えば類似団体の職員の数で申し上げますと、確か類似団体、修正値でございますが、確か70%強の職員数だというふうに記憶いたしております。

問(14) 平成20年度の決算カードで私、見てきましたけども、高浜市の場合は職員数が直近の状況とちょっと違うのかわかりませんが、5.68人と。近隣市の中で一番職員の数が少ないと、この数字はね。先ほど類似団体の話がありましたけれども、18市あるわけですね。高浜市と同等の規模の自治体。この18中、最も少ないと。職員数が。一番だということが、決算カード通して承知しておりますけども、この状況というのはつまり公的な責任がその点では放棄していく。こういう行政が進んでおるといいう見方もできるわけですね。したがって、こういう実態をこれからもさらに推進をしていくと、定員

管理のことも絡まって、推進していくことになる、今でも私も住民サービスの低下、公的責任の放棄ということに連動してそういうことがありますので、これは一考を要する問題じゃないのかなということを考えますけど、その点ではどういふふうを考えておるのかというのが一つですね。それからもう一つは、当然のこととして、職員の数が減ってくることによって、さまざまな形で仕事量そのものがふえていく、あるいは少ない職員の中でさまざまな面でより重い精神的な負担というのも強まっていくことも当然のことですよね。そこには職員以外の方たちが現場の中でおって、一緒に職務に当たるとのこととの関係で、さまざまな場面で精神的な負担、あるいは仕事量がふえるというのは避けられない問題だと思いますけども、その絡みの中で時間外がどういふふうになってきておるのか、時間外の勤務数。あるいは年次有給休暇の取得の状況、こういった状況はどういふふうな現状、昨年と比べてどうなっているのかということですね。あるいはメンタルヘルス的な症状で欠勤、長期欠席をしておるといふふうな方の推移ですね。このあたりは手持ちで資料があれば報告を求めたいと思います。

答（人事） 最初に1点目、公的責任の放棄というようなお話がありましたけども、私どもは決してそんな考えは持っておりませんし、少ない職員でもって住民サービスが低下しておるかという、決してそんなわけではございません。したがって、これは少ない職員数で責任を持って仕事をやっておる、少数精鋭の職員で頑張っておるといふふうにご理解いただきたいと思っております。それから2点目でございますが、時間外勤務時間数だとか年次有給休暇の数でございますけども、私ども昨年度の末、今年度の少し前、昨年の3月に次世代育成支援対策特定事業主行動計画というのを定めておまして、それまでが確か平成20年度が1年間の平均時間外勤務時間数が確か平均一人当たり130時間ほどでございました。それを平成25年度を目標年度といたしまして、一人当たり平均110時間にしようという目標。それから年次有給休暇につきましても、確か20年度が9.何日のところを10日にしようという目標を定めております。それに向かっているいろいろな努力をいたしておるわけでございますが、実績といたしまして今年度と昨年度の時間外、有給休暇を比較いたしますと、今年度はまだ第3四半期までの状況でございますが、若干昨年度に比べまして

時間外が若干ですがふえております。それから年次有給休暇のほうにつきましてはほぼ同様でございます。そんなところで先ほど申し上げました時間外勤務の110時間、年次有給休暇の10日取得、これを目指しまして今後も努力していきたいと思っております。メンタルヘルスの件でございますが、精神的に不調を来す職員がないわけではございませんが、これは全国的な地方公務員の平均罹患率とほぼ同様の数値でございますので、高浜市職員が少ないということで、多いということはありません。ほぼ平均値になってございます。

問（14） 今回の定数条例の一部改正については、職員の方が何らかの事情で退職をされると。それに対して、主に補充をして来なかったということがあるわけですね。その補充をして来なかった、つまり穴があいてる部分については、総じて民間に委託していくということで対応しておるとというのが今回の職員条例の一部改正の中身というふうに理解してはいますが、その影響で先ほど私、公的責任の放棄の実態があるんじゃないかという指摘をしましたが、それについては、そういうこと考えてないし、起こっていないという答弁だったと思いますけども、具体的にこれはいつだったかちょっと記憶ないですけども、高浜市総合サービス株式会社の外郭団体の特別委員会、私、今回委員になっておりましたんで、その席上で市民課の窓口、これは税務関係だったと思いますけども、市民の方が手続き上の問題で窓口を訪れた際に、対応した方がサービス会社の職員だったと。ところがそこで相談事に対する判断が対応した社員の方ができなくて、そのことを市の職員に対応を求めたという場面があったようで、これは請負契約上の問題でね、さまざま私たち、過般の議会で指摘をしてきたこと、要するに法に抵触をするということが、その現場で発生をしたわけですね。社員が職員に対して、いろいろ対応を求めるということは、請負契約上の指揮命令に対して法に触れるんですね。違法行為が行われたということで、こんな形でいいのかということが私どものほうに封書で投函されてきたんですね。現場を確かめると、やっぱりそういうことが行われておったということなんで、これはやはり従来から懸念しておった問題が、私どもは具体的な形で市民の方から指摘をされたことがね、現場の中では見られるということで、こういったところにもやっぱりね、先ほど言ったみたいな住民サービスの低下というところが見られるわけですね。これはやっぱり大きくくくれば、公的責

任の後退ということにもなるわけですので、機会をとらえて、やはりしっかりと改めるべき一つの事例として、今後検討進めて行かなきゃならない事案だと思うんですね。したがって、この点では指摘をさせていただきたいというふうに思いますけども、同時に職員数が減ることによって、先ほど時間外の勤務がふえる、あるいはメンタルヘルス的な罹患する職員がふえるということが懸念されることも指摘しましたけども、大きな目標の中で、さっき年休についてはふやしていくと、取得日数をね、10日にすると。4年後ですか、3年後ですか、目標を持ってやっていると。時間外勤務も年110時間ですか。いうことが目標ということが目標としては定めて、それに向かっていくことは非常に大事ですけども、実態として職員が減ってくる中で、こういう目標がきちっと現実のものとして、見ることができるかどうかという視点では、非常に私疑問を持つわけですけども、しかも去年と昨年と比較では年休消化についても同様だと。10日といっても半分くらいの取得日数ですよ。非常に低めの目標だというふうに見えますけども、そういう状況やあるいは時間外勤務については、少しだけでも昨年比ふえているという傾向の中で、先々の目標を持っていくことは非常に大事ですけどね、その手立てというのが職員を減らしたままでの目標達成というのは、私は非常に難しいと思いますので、やはりこれは必要なところには必要な職員をきちっと手立てをするということを基本にしながら、進めていく必要があると思いますけども、この点での考え方も聞いておきたいと思います。

答（行政管理部） 私どもは職員の定数につきましては、その数を減らしていくという考え方ではなくして、その職員の数を現場の仕事と業務に合わせて、適正な数字にしていこうという考え方で、今回も提案をさせていただいております。ですから先ほどグループリーターのほうから少数精鋭というような言葉がございましたが、それはそれであるんでしょうが、一理はあるんでしょうけれども、基本的には業務の量に応じて、適正な数にしていこうと考えてます。ですから今後も将来的に業務がいろいろ発生して来れば、それに合わせてまた定数については、上げさせていただくこともまた議会のほうには提案をさせていただきたいと思っております、常にそういう適正なものを踏まえながら、職員の数についても検討していくという考え方、そういうスタンスでおります

ので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

問（１４）　そうすると確認だけでも、その適正な数値が見えてこないけどもね、現行示されたのが適正な数字だと、現状の職務と住民サービス、要するに事務量の関係ではこれが適正だという認識なのかどうかですね。数字的なこと、示されないのでよくわからないけども、その点だけ確認をしたいと思います。

答（行政管理部）　現状では、今回提案をさせていただいております、この定数が基本的には適正なものであるという認識のもとに、今回提案をさせていただいているということでございます。

問（９）　構造改革のほうで住民サービスのことで話し合った時に、一般会計における人件費総額を、市税収入総額の３０％以内で維持するという職員の適正化を目指していたんですけれども、それがこの定数というのは、それが適正である人数であるということを理解してよろしいでしょうか。

答（人事）　今回定数条例を改正させていただいたというのは、現状の職員数の実数とこの条例に定める定数と乖離があったということで、それで今回提案をさせてもらっております。それから人件費の市税収入に占める割合３０％、この３０％が適正かどうかという話は別として、これは民間企業であった場合に、固定経費たる人件費が３０％以上占めておったら、これは民間企業では考えられないという考えのもとに、私どもでは市税収入の３０％以内におさめたいという一つの目標であります。当然この３０％、確か現在、２５、６％だったと思いますけども、３０％は割っておりますが、３０％の考え方としては、今申し上げたとおりでございます。

（９）議案第１０号　高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

問（１０）　市長、副市長が減額されておられますけども、多分退職とかそういうのがあると思いますけど、どちらのほうの基準で出されておるのか、ちょっと教えていただきたい。

答（人事）　退職金の算定の額はどちらかというような御趣旨だと思いますけども、退職金につきましては、減額された後の数値を基礎として、退職金が算定をされます。

(10) 議案第11号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

問(14) 一つはいわゆる衣浦アカデミーの利活用策検討委員会というのがあったと思うんですけどもね、その検討委員会からの最終的な報告というのが、ちょっと私、議会のほうに提出されたのかどうか、わかりませんが、あったとしたら大変失礼しますけども、私の目には今のところ触れてないんで、一度どんな報告書だったのかというのを、まず説明求めたいと思います。

答(都市政策部) この報告書というのはもちろん出てきておまして、これは理事会のほうで報告はさせていただいておりますが、結論から申し上げますとその報告書ができる前に、国のほうから解散ですよという、解散するか、要は譲渡を受けるか受けないかの判断をしてくださいますという、そういった通知が来ましたので、実際のところその報告書云々は関係なくして、実は事務が進んでいったというのが今の姿でございます。

問(14) 経営的なことはわかりました。それでその折に高浜市として、衣浦アカデミーの問題に対して、どういう継続のために、継続を目的として、どういう具体的な手立て、施策なるものを検討委員会の皆さんに投げかけをしたのかどうか、この点は、そのちょっといきさつ的にはわかりませんので、報告求めたいと思います。

答(都市政策部) これは当初、今、委員おっしゃったとおり、市としても継続、何とかしたいということで、実は民間の方々にもこういった施設の利活用について、なんかいい利活用ないかということで、民間も含めて、また市の中ではそういった関係者集まって、その利活用について、どういった利活用ができるか、例えば出た意見としては分庁舎的な役目ができるかとか、福祉的なことで使えないかとか、あと住宅ではどうかとか、いろいろ意見は出ました。ですけど、それぞれにおいてやっぱり間仕切りをしたり、費用等かなりかかるということで、理事会のほうにもお諮りいたしまして、最終的には一応廃止ということで、結論のほうが出ております。

問(14) やっぱりこの点では行政としての方向性をきちっと示して、これでどうでしょうかという投げかけが、私は不十分だったんじゃないのかなと思

うんですね。実態的に見ますと、例えば平成20年度で人材育成や能力開発の点では、約3,400人ほどの方が受講されてるわけですね。また市民向けの生涯学習という位置づけもありますけども、そこでの利用されてる市民講座が約650人と。もう一つは貸し館的な要素もありますけども、そこでは約6,200人ほどの方が何らかの形で衣浦アカデミーに対して利用されておるといふ実態があるわけ。それは年々低下をしておるよということは、承知しておりますけども、しかしながらそれだけの人が利用しておる施設というのは、やはりより市民ニーズに合った形での具体的な手立てをね、行政としてやっていくなれば、私はその存続というのは市民の皆さんたちの理解を得られる内容だと思いますけどもね、この点では非常に貴重な財産、壊しちゃうということなんで、再度利活用、あるべき活用、きちっと示していくことが必要だと思いますけども、その点では要望もかねて一度考え方があれば示していただきたいなと思います。

答（都市政策部） アカデミーの設立の経緯につきましては、委員も御承知のとおり、当時はIT関係、パソコンとか最初はワープロだったかな、そういったものの講習がメイン的なもので進んでおりました。それが最近ではそういった研修は民間でもかなり行っております。あとこのアカデミーの特徴としてCAD等の研修も行ってあったわけですが、直近ではCADの研修を募集いたしましても、そういった人数が集まらないとか、そういったような状況でございましたので、廃止するに当たってはもちろん理事会の意見もございしますが、全協のほうでも先生方にも何かいい利活用があったら教えてくださいというようなことも、一応提案はさせていただいたわけですが、やっぱりこれはという提案もございませんでした。先ほど言った民間からの事業者にも何とか継続していただけないかというお願いはしたわけですが、やっぱり施設の維持管理費、これがどうしてもお荷物と言っちゃいけないですが、かなり多額、2,000万から3,000万の範囲でかかるということでございましたので、市といたしましてもやむをえんじやないかということで、理事会のほうに諮りまして、一応廃止していくという、そういった決定に至ったわけでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

(11) 議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

質 疑 な し

(12) 議案第13号 高浜市副市長の定数を定める条例の一部改正について
問(14) 市長に端的にお聞きをしたいと思いますが、市長は副市長2人制そのものについては、どういうふうに考えているのか。そのことを最初に聞いておきたいと思います。

答(市長) 私は就任当時、副市長2人おみえになりまして、議会のほうにも4月の時点で副市長の再任をお願いを申し上げました。については、どういう理由があったかと申し上げますと、市のいろんな事業を執行していく上で、就任直後でもありましたし、できるだけスムーズにいろんな事業を執行していく責任があると。しかもそれはできるだけ早く、皆さんの市民サービスにつなげていかなければならないという中で、両副市長に事務の分担をしていただきながら、なおかつ直轄のグループを持っていただきながらやっていくことが、一番適切であるという判断をいたしましたので、今ももし2人おれば今後の事業もそれはきちんとそれはスムーズに進んでいく、よりスピーディーに進んでいくことだとは思っております。しかしながら、そういう状況の中で、私も1年半という期間を経た中で、さらに努力を重ねていく部分も必要でしょうし、そういう折に後藤副市長のほうから退任をというお話がございましたので、これはこれを機にひとつ、やれるところを自分も努力しながら、もう1人の副市長にもより努力をしていただきながら進めていくことも、これも一つの方法であるなという中でこういう判断をさせていただきました。

問(14) 基本的には2人副市長制というのは否定はしないということなんですね。だったら基本に忠実に、私は立つべきだというふうに思うんですね。2人制を私は薦めているわけではありませんけども、市長の考え方の立場に立てば、やはり2人制を進めていくべきではないのかなというふうに思うんですね。それを曲げて1人制にするというのは、御自分のより力量を高めていく中で、解消される部分というふうに踏んでね、今回、大きく方針を転換されたということですけども、さきの前任の森市長の時に、前任者は20年間ですよ、

市長を務めた。その結果、2人制というのを導入されたですね。したがって、そのことを考えるといろいろ事情があってそうされたいというふうに思いますけども、期数の浅い、新任市長に変わってね、1人制でやっていくというのは、片や、20年間やってきた市長が2人制が必要だと考えて導入したこの制度がね、片や就任間もない、1年たってですね、行政を預かる立場に立って、今のこの時点で2人制から1人制にするというのは、特別な思いがそこにあるのではないかなというふうに思うんですね。したがって、その思いというところがわかりませんので、改めて聞いておきたいなというふうに思いますけども、私は2人制については、賛成しかねないという立場ですのでね、そうであるならば、それなりのきちっとした総括というんですかね、反省も含めて議会のほうに提示をされてしかるべきではないのかなというふうに思うんですね。しかもさっき、市長が言ったみたいに、去年の3月には、同意案件、出てきたわけですね、これは、議会の同意をするというのは非常に重たいわけですね、それを1年そこそこで、方針を変換するというのは、その点では、市長としての発言というのは、ある面では、軽いなということも言えるわけで、そんなことを思うとやはりきちっとした説明を議会のほうに提示するべきではないのかなと。先ほどいった内容では、私はちょっと承知できないような中身なんで、改めて考え方をきいておきたいなというふうに思います。

答（市長） 昨年の時点ではですね、高浜市の10年先を見据えた、6次の総合計画、そして私が持ち込んだマニフェストを市と、行政と市民との契約に変えていくという中で、さまざまな先の見通しを立てるという非常に重要な1年間であったと、私は思っています。そういった中で、あえて2人制の副市長をとすることは、私は意味があったというふうに思っております。そういう中で一年経過して、そのアウトラインができて、6次の総合計画ができる折に、では、どうかと。前任の市長さんもですね、マニフェスト選挙をやられたということと、当時の収入役、助役の制度の中でですね、会計の問題があった中で、2人助役制をひかれたというふうにかがっています。そういう中で、助役さんを選任された後に、その責任もありますので、いろんな面も含めて、2人制を継続されたし、マニフェストの実行にあたって必要であるという中で、とりわけお一人の副市長さんには、マニフェストの担当というような形をされたと

いうふうに聞いております。そういう意味では、私はそうではなくて、アウトラインができれば、それよりもむしろ業務の分担をして、できるだけスピーディーにことを運んでいただくということを重要視させていただきましたので、この時期に概要ができてきた中で、私も努力をしていくべきだし、もう一方の副市長にも、大変にこれからまた責任が重いわけですが、やっていただくという中で、できないだろうかという中の判断で、1人制にさせていただいたということでございます。

- (13) 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

質 疑 な し

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

- (14) 議案第36号 高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例の制定について

説(4) 本会議の提案でも申し上げましたけども、この提案に至った経緯の部分でございますが、平成20年8月に行った市民意識調査において、「交通や犯罪などの安全なまちづくりがされている」の重要度が市民アンケートに対して最も高いという結果が出ておるといふ部分。そしてまた5つのまちづくり協議会の地域計画にすべて防犯の取り組みが実施されているというところを含めて、第6次高浜市総合計画での基本目標である「安全・安心が実感できる基盤づくりを進めます」での目標達成に向けての考え方に、「空き巣などの防犯に対する備えと地域ぐるみの取り組みが大切である」と位置づけられています。以上のように地域、関係機関、行政が一体となって、それぞれができる範囲で自主的に犯罪防止活動を行うことにより、犯罪を起こしにくい地域社会をつくとともに、犯罪被害者をつくらぬ社会づくりを進めて、その活動を継続す

ることにより、安全で安心して暮らせるまちにしていきたいということから条例制定するものでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

(15) 議案第37号 高浜市住宅リフォーム助成に関する条例の制定について

資 料 配 布

説(14) 発言の内容は、過般の総括質疑での答弁におきまして、二つの点で補足をさせていただきます。一つは、北川議員から、質問がありました、民間アパートの改修の折に、家主さんが了解しておれば、住宅の改修は、助成の対象になるのかと、その旨の質問がありました。これに、私は助成対象とする考えだということを答弁いたしました。これはですね、私どもの考え方を述べたものでありまして、実際のところは本条例施行時の規則において判断をされるものということを補足させていただきたいと思います。本条例の施行の規則の中で、つまり助成の対象とするかどうかの判断は、規則にゆだねるものであるということでもあります。それから今一つは、小嶋議員から質問がありました、経済波及効果はいかほどかと、旨の質問でありました。それに対して私は工事見積もり額をいくらに予測するかでその効果が変わっていくので、試算はしておりませんという答弁をさせていただきましたが、最小の工事金額については、2億円という金額が見込めますので、この金額で試算をいたしました。それを今、皆さんのお手元に事務局からお渡しさせていただいたものでありますけれども、この2億円という最小の工事金額を入力しますと、経済波及効果なるものは、二つの表の右側の波及効果の一番下段にあります、3億8,700万円ほどの効果が見込めるということが判明しましたので、この点を補足をさせていただきます。

問(2) 今、経済波及効果、ここの中にもうたっております、総括の場合でもここでちょっと質問があつて、申請書の受付、ここでうたっております100件という感じであるわけですけど、当然100件ということで締め切ると、早い者勝ちというんですか、その辺はどのようなあれで順番といえば当然そう

なるんですけど、予算枠があつてのことだと思ふものですから、その辺はどのように扱われる予定でしょうか。

答（14） ただいまの件につきましては、申請書の提示をされた順ということで受付をしていくと。したがって、その申請書の中には、さまざま提出書類がありますので、その見込み額がつかるところ2億円を越せば、助成対象の金額が底を尽きますので、それをもって受付中止という判断をしたいなと思っております。その後については、急遽第2回目の補正を組むのか、あるいは当該年度はそのままで、次の新しい年度で改めて仕切り直しの予算を講じるのか。それは施行後の問題として、当局の判断に任せたいなと思ひます。希望的には継続をしていくべきだと思ひます。

問（10） 全国だとどのぐらいの市がやってみえるですか。

答（14） 私、承知している限りでは市町村含めて200自治体を超す自治体を実施をしておるといふことをネット上でですけども、見ております。

問（5） 冒頭の説明の中に、前回北川委員から答弁のありましたアパートなんかの共有物は今の解釈でいきますと対象外であるといふことでよろしいですか。

答（14） はい。そのように考へて判断をしております。これは条例でうたつていふのは、住宅の所有者が住民だといふことですね。住民の方が住宅を所有している、現にそこに住んでいる方が改修工事の対象といふことでありますので、賃貸借で民間のアパート等で入居している方が、この改修をしたいといふ申請をしても、本文上はそれは助成の対象外といふ判断をしております。しかしながら、その規則によつて、これは総括でも私答弁しましたように、規則の取り扱ひの中で、賃貸借人であっても、そこでの生活がより快適な生活につながっていくといふ判断に立てば、弾力的な扱ひは規則で対応できるように、これは私どもの考へですけども、規則で当局がそういうふうな判断がされることを望みたいなといふことを申し上げておきたいと思ひます。

問（5） あくまでもこの条文の規則どおりだといふことで解釈いたします。あと、答弁の中に品物の購入や原材料なども市外業者が購入しても構わないといふことですけども、今の基準の第2条の3号に掲げる建築設備とは、品物の購入となりますと、今言つたように洗面所だとかいろいろありますけども、こ

ういうものもその対象内に入るのか、工事そのものなのか、品物という答弁をされておりましてけども、こういったものもそのリフォームの対象、購入の対象になるのかどうか、お聞きしたいと思います。

答（14） 完成された製品については、改修工事の助成対象外という扱いをすることを考えております。その製品を設置する時に、さまざま付随して工事が伴ってくると、これがその工事の部分に限って、要するに10万円以上の金額があれば、助成対象とすると。要するに工事そのものの金額が対象だということで、既製品、製品そのものについては対象とはしておりません。これはさまざま製品はトイレであったり、洗面器であったり、いう内容であります。

問（5） あと一つ、非常に気になるところでありますけども、そうしますと改修するにも、やっぱり財がなければその改修工事はできない。そうなりますと、一番最後の居住性を良好にするためというところを見ますと、間取りですとか開口部ですとか、いろいろ書いてありますけども、壁紙だとかですね、本当に趣向的なものまでこの対象工事に適用されているようでありますけども、やはり個人的な財がある人がそれをまた住環境をよくするためにさらにそれを求めるというのは、非常に市の財政の苦しい中、あるいは厳しい中であって、一般市民からしますと、こういったものに税をつぎ込むというのは、いささか疑問を持つところですけども、この辺はどう考えておられるんですか。

答（14） それは見方、考え方で変わるというふうに思いますけども、今言った鈴木委員の言った内容については、ある面ではそういう見方できると思うんです。私もそういう見方することもいたします、時としてね。しかしながら、今回私どもが提案しておるのは、そういう見方ができるものの、やはり軸足を置いておる本条例の趣旨はね、地域の経済活性化と、景気対策の一環だということに主眼を置いてるわけですね。ここで趣向的な部分にも公費を投じるのはどうなのかなという側面であっても、そのことが地域の中小業者の皆さんたちに仕事が回って、景気を刺激をして活性化するというのはね、非常に大きな当市にとっては進めていかねばならない施策だと、今日の時点にあってはなおさらそういうことが今求められてると。緊急性や必要性を考えた上でも、妥当な内容じゃないのかなというふうに思っております。その点では、ぜひ理解をしていただきたいなと思います。それからもう一つの公費を趣向的な部分で

投じるのはいかがなものかという話でしたけども、これも総括の折に私言いましたように、全国で昨年ですけれどもね、52の自治体が国の交付金をこの種の事業をやってるんですね。その交付金の中身は、社会資本整備総合交付金というのが昨年から実施をされておりました、昨年度、平成22年度のその交付金を受けての事業というのは、さっき言った52自治体が交付金を活用して、住宅リフォームの助成に当たっておるといのはね、交付金の中身というのは、私どもは今回提案した条例の中身のさまざま修繕に係る部分、包含をして、公費の対象としているわけですので、これは言うなれば国もその点では個人の資産価値を上げるという部分も見え隠れしますけれども、先ほど言ったような景気に対する活性化により多くつながっていくということですから、交付金の対象として認めてるわけですね。しかも今回、この公費の部分では、私どもの参議員の市田書記長が住宅リフォームのことについて菅総理にただしているんですね。参議院本会議で。その際に菅総理は、次のように言っているんですね。住宅リフォーム制度の助成制度に関して、既存のストックを活用することにより、国民生活の基盤である住宅の質を向上させるとともに、住宅市場を活性化させる観点から、住宅リフォームの推進は極めて重要だと考える。そのため新成長戦略において、2020年までに住宅リフォームの市場規模を倍増させることといたしており、現在住宅エコポイント制度を初め、補助、税制優遇等の支援策を講じている。地方公共団体による住宅リフォームへの助成制度については、社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後ともこのような取り組みを支援していきます、というのが参議院の本会議場で正式に答弁をされておるといことをもっても、これは個人資産を形成するために公費を使うのはいかがなものかということは、国を挙げての支援、施策になっていきますので、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

問(5) 国のほうも住宅リフォームに関する減税制度も今伺いましたけども、私も調べてみました。いろいろ耐震であるとか、バリアフリー、省エネに特化した部分に関しては減税措置をとるよということであるわけですが、これはその実は併用も可能なわけですか。

答(14) 併用は可能であります。

問(5) あともう一つ、市税の各種融資の償還について滞納のない者とあり

ますけど、これは今の世帯主であるとか、一人が滞納しておれば、申請ができないのか、あるいは同居の者がみえて、その中に滞納があっても可能であるのか、そこを伺いたいと思います。

答（14） 本件が要請しておるのは、住宅の所有者ということですので、その所有者そのものが税の滞納がなければこれは助成の対象とすべきだと考えております。

問（5） 非常に今のどうしても富の格差がまた生まれてしまうような私は実感をしておりますし、税の使い方においても市民からは少し御議論があるような気がいたします。あと一つの私の考えとしては、所得制限を設けてある程度制限の低い人にこの制度の活用というのも一つ私は考えてるんですが、その点のお考えがあればお聞きしたいと思います。

答（14） ただいまあった件ですけども、所得制限をやってはどうだということですけども、本件の趣旨は先ほど言いましたように、より多くの皆さんがこの住宅リフォームにかかわって、景気を刺激をしていくと、経済を活性化していくというのが一つの眼目でありますので、その限りでは工事金額の10%で、上限は20万円の助成をするよというのは、そういう使い勝手のよさと住宅リフォームしようかなと躊躇しておる方、あるいは住宅リフォームは今のところ考えていないけどもという人、さまざまおると思うんですね。そういった人を取り込んで、こういう助成制度があるんだったら、この際に住宅リフォームを図っていこうという背中を押す、そういうことも含めて金額でも他市のいろんな事例を参考にして、20万という金額に抑えましたし、これは50万であっても100万であってもいいんだけども、当然のこととして当市の財政状況も勘案しますと、これぐらいに抑えんといかんのかなというような判断で助成額は20万で考えておりますけども、そういったことでありますので、所得制限はその点で加えてしまいますとね、やはり一つのそれがハードルになって、申請する方も数的な上ではうんと制限されてしまうということになりますので、そうであると私たちが考えておった本件の趣旨、眼目というのが十分生かされないということですので、所得制限というのは考えなかったわけです。それからもう一つは富の格差になるんじゃないかと、これは資産価値が上がるという、その話との連動がありますけども、税金というのは要するに市民の皆さんたち

が納税されるその税というのは、公共サービスの向上に使うというのがやっぱり中心であるわけですね、その税の使い方については公共サービスの向上というのが眼目で、一つの中身的には時代の要請にこたえる施策であったり、あるいは地域の課題の施策のために税を使うだとか、あるいは全市的な問題でその施策のために税を使うだとか、あるいは年齢だとか、階層別だとか、さまざまところで税が使われているのが実態なんですね。その税の使われ方の一つとして、住宅リフォームに助成をするというのは、これは格差の拡大にもつながらないし、あるいはそのことで不公平が住民間で生じるということでもありませんので、これはそういうふうに理解をしていただきたいなど。税のあり方、人のあり方については、そういうふうに理解をしていただきたいなと思います。

問（２） 今回この住宅リフォーム助成に関する条例、パブリックコメントですか、これは実施されたかどうか、お願いいたします。

答（１４） これは行っていません。

問（２） 今、実施されていないということなんですけど、前に議会基本条例の時は、共産党さんはパブコメを強く主張されていたわけですが、なぜ今回やらなかったかということですね。

答（１４） これは私どもの考え方でね、よそのまちでもやっていることが一つの判断。当市でこと細かに住民の皆さんたちの意向を聞かなくても、悪いことではありませんので、賛同していただけるだろうという思いからやったこと、それからよそのまちでやっている事例を聞きますと、この点でパブリックコメントをやったというのは、あまり聞かないですね。やってるところはあるかもしれないけども、私が承知している限りではこの種の問題で、そういうことをやってないということもありまして、それで事前に他会派の皆さんたちにも考え方を示しをして、今日に至っておるという状況であります。

問（２） 今やってない、それに対しての御意見だったんですけど、当然こういう条例つくられるに当たって、当然市民の意見聞いてですね、政策を考えてという感じになると。他市、こういうものはやらなくて、今までほかのところもやってない部分もあるということなんですけど、今回先ほど言ったみたいに高浜の場合はということですね、考えた場合にもぜひ市民の実際の要望、必要性があるかどうかということを考えてもですね、それなりにあれはやられたほ

うがよかったんではないかなと思いますけど。

答（14） 一つの考え方として伺っておきたいなと思いますけども、これは一つ大きく参考になっているのは、県下でただ一つやっている蒲郡市さんですね。昨年の10月1日からスタートしている。要綱で対応しているんですね、あのまちは。私どもは今回条例でという対応をしますけども、要綱で対応した、要するに施行日、要綱を制定をしたと。で、施行日はいつだと、ほぼ同日なんですね。そういう一般的に市民の皆さんたちにお知らせを事前には広報を通してやったという話は聞いておりますけども、そういうことであそこもパブコメはやっていないですけども、その情報を仕入れた人が市のほうに問い合わせをすると、それが殺到したということで、たちまち最初は2,000万の予算でしたけども、底が尽いちゃったと。11月24日、2カ月間で200件を超すね、件数が申し込みされたということなんですね。市民の皆さんたちがこの種の事業というのを待ち焦がれておったということもね、その点では私どもは参考にして、パブリックコメントをこの点ではやるまでもないのかなという思いがあったことも御理解いただきたいなと思います。

問（2） 今言われた蒲郡市の例ですね。当然今の御意見の中でも2カ月なりとかで、予算額ですか、達したという感じ。それが補助制度を導入することで、それが経済効果、実際それがあったからというより逆に考えて、その短期で終わること自体が、経済効果的に今後それが続くということになると、それ自体が見込みができない部分も出てくると思うんですけど、その辺に対してはどうでしょう。

答（14） 経済効果がそこそこ見られるというのは、やっぱり一定の期間が必要だと思うんですね。したがって本件で提案しているのは、2カ年と、23年の7月1日から25年の3月31日までということで、一定の期間を定めて、そこでつまりはその低迷している経済ですね、当市の。これを何とか刺激をして、活性化につなげればいいなということから、一応時限を切ったということです。蒲郡市さんの場合は、先ほど言いましたように、2,000万でとりあえず予算を補正で組んだんですね。それが2カ月間でその予算をオーバーしたということで、急遽その限りでは、経済波及効果の話が出ましたんで、蒲郡の経済波及効果を試算をしてきましたけども、2,000万の予算を組んで、見

込み額が2,400万ということなんですね、実際。その2,400万の規模に対して、その金額に対する経済波及効果というのは、4億6,400万ほどに上ったと。さらなる第2弾を今5,000万を投じてですね、継続をしていると、住宅リフォーム制度をね。これで今後どういうふうにその住宅リフォーム制度を取り扱ったいくかというのは、まだ内部で検討するという事で方向性がこれで一旦切っちゃうのか、あるいは継続するのかというのはちょっと見えませんが、いずれにしても蒲郡市さんは蒲郡市さんなりの景気を刺激してね、一定の活性化につながっているという見方はされておりますので、当市の場合に置き換えても、先ほど言ったような具体的な数字をもって、それを見ることができるといえることですので、御理解をいただきたいなと思います。

問(9) よくお調べになっているので、ちょっとお聞きいたしますけれども、200件、先ほどこういった懸案があると言われていたけれども、その中で条例制定して対応されているところはどれぐらいあるのでしょうか。

答(14) その点では把握しておりません。

問(9) 蒲郡市さんの件も私も調べさせていただきましたけれども、時限立法の先ほどの説明もございましたけれども、これ波及効果で言うと3倍かける3倍、10億というざっくり10億ということですか、この条例制定すると。そういうふうに解釈できてしまう、その波及効果の経済的な資料なんですけれども、でしたら時限立法でなくて実際行われているところが要綱で対応されているというので、ちょっとどう考えても3年で、この条例を時限立法にされたかというのがちょっと理解できませんので、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

答(14) 先ほどの質問とだぶりますけれども、単年度であってもね、構わないんじゃないかと、あるいは時限を設けなくてもいいんじゃないかというふうな含まった質問だと理解しますけれども、私どもが今回時限を定めたというのは、単年度では景気の回復には一定部分刺激をして、その活性化につながる部分というのはありますけれども、やはりそれを確かなものにしていくためには、一定の期間が必要ではないだろうかということで、25年の3月31日ということを設定したわけです。さらにこれはいいことだということであるならば、その制定後のあり方、取り扱い方でさらに延長すると、あるいは期間そのもの

を撤廃するということは今後のその助成制度のあり方の中で、検討していただければいいのではないかと思います。

問（９） まず要綱で対応して様子を見てから、費用対効果の経済効果がはかれば、永久というか時限立法を設けなくても、自信を持って条例制定できるのではないかなという考えがするんですけど、その点はどうなのでしょう。

答（１４） 神谷議員御承知だと思いますけども、要綱は当然のこととして議会の議決事項ではありません。そしてまた議会がつくれるものでもありません。したがって、私どもがなしうるその権限という、ちょっと言葉が正確じゃないかもしれませんが、私どものやれる範囲の中というのは、条例しかない。一部、議長においては規則を提案できるという部分もありますけども、平たく言えば議会としてやれる範囲というのは、要綱での提案じゃなくて条例での提案が妥当だという判断のもとで条例の提案をさせていただいておるところであります。

問（９） 私はとてもすばらしいこの経済波及効果とか何か見るととてもすばらしい条例だと思いますけれども、議員が提案できる範囲と言われましたけれども、すごく逆にあまりに立派すぎというのは失礼ではないんですけど、ちょっと危惧しています。本当にこの波及効果がこのために時限立法を設けるというふうに先ほどからおっしゃっておりますけれども、とても経済波及効果については危惧しているということです。

答（１４） 先に渡した経済波及効果の参考資料ですけどね、これは総務省の統計局で示されておるベースなんですね。私どもが勝手にこのコードをつくって、勝手に数値を並べてというふうじゃなくて、日本全国至るところで基本としておる一つのベースがありましてね、それを当市の場合でこれだけの見込み金額を投じると、入力すると、これだけの波及効果ということで、広く自治体サイドで使われてるベースを用いて試算をしておりますので、非常に私は一定の根拠を持った試算だということを考えております。ぜひその点でも御理解をいただきたいなと思います。

問（１８） 今は住宅リフォーム市場の活性化を図っていくということは大変重要なことです。波及効果もかなり期待されるかもしれません。しかしながら、今高浜市が実施しております、この介護保険関連のリフォームの制度ですとか、

三州瓦の奨励、この制度との整合性についてはこの条例を上程するに当たって、どのような考えを持ってみえますか。

答（14） その辺については、本条例は併用して使うことはできるよということなんですね。だから介護保険絡みで工事をする場合は、していただいて結構と。ただし住宅改修としての補助の対象にはなりませんよということを条例読んでいただければそういうふうになっておりますので、そういう取り扱いをしていきたいなというふうに思います。加えて申し上げれば、介護保険絡みの給付、横だしの部分だと思えますけれども、それを利用する方、あるいは三州瓦の屋根瓦をふいた時に助成があるという場面、それぞれ承知しておりますけれども、それはいずれも限定的であります。したがって、その点では地場の産業をより活性化していくという視点では、やっぱり一定の制約があるわけですね。しかしながら、本条例の中身というのは、要するに住宅を所有している方だったら誰だっていいよと、平たく言えばね。いくつか税の滞納がないだとか、条件的なことありますけれども、その条件もなるべく簡素にして使い勝手のいいということでの対応をしようとしておりますので、より多くの皆さんがこの条例を知って、活用するという場面がつけられるということでもありますので、限定的な施策は非常に大事だと思いますけれども、今の時勢にあっては経済をより活性化していくと。加えて市民の皆さんたちの住環境もあわせてよくしていくんだと。まさにその限られた資源を有効的に活用していくというのは、これは時代の趨勢でもありますので、その点をより深くお考えいただいて御理解いただきたいなと思います。

問（18） 今は財政的にも大変厳しい中、予算編成をしているわけですがけれども、こうだぶって予算を組むということに関して、財源の確保についてどのようなお考えをお持ちですか。

答（14） ただいまの件については、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、一つは国の交付金。これは昨年度から始まった制度ですけれども、2010年度では2兆2,000億円計上されておるんですね。この交付金を使って、助成が受けれるという中身です。それから本年度、新年度については、少し減りまして、1兆7,500億円ということなんですね。その財源の一つはもとにするよということ。交付率については、政府から示されておるのは交付

金の額については、対象事業のおおむね45%が交付対象だよというふうになるんですね。あと残らず米、足らず米はどうするんだというその点につきましては、平成23年度、新年度の中で財政調整基金が計上されておるんですね。8億9,000万円だったですかね。確か8億なんぼの金額があったと思いますけども、その財源を取り崩すと。財調というのはまさしくその緊急に対応するために取り崩してもいいですよという性格を有しておりますので、この財源をこの際ですね、この事業に充てるというのはまさに時代の趨勢でもありますし、財源を確保するというのは既に手立てとしては講じられておるといことなんで、要するに取り崩しをするかどうかというのは、長の判断ですけども、そういう提案をこの条例を通して議会として意思表示をするということを指摘したいなということでもありますので、御理解をいただきたいと思います。

問（18） 国も経済波及効果をしっかりはかって、雇用の確保ということで住宅エコポイントというものを今実施をしております。我が党は住宅リフォームポイントの制度について、今提案をしておりますけども、こういったことで国もそれなりの努力をしておりますので、こういったものを活用していく、大いにこれを継続していくということが重要ではないかなというふうな考えを持っております。答弁はいいりません。

（16）陳情第2号 「TPPへの参加に反対する意見書」を求める陳情
意（2） このTPPについては、いろんな産業に密接に関係し、影響を及ぼすものであり、十分論議が必要であると考え、今回陳情書を提出された団体とか代表者のお立場も十分理解させていただくわけではありますが、現時点で短絡的にTPP交渉参加に反対とすることは時期尚早であると考え、趣旨採択とすべきと思いますので、よろしく願いいたします。

意（18） 現段階でTPP参加反対を決めているわけではありませんけれども、このTPPは原則関税の撤廃に例外を設けないというのが特徴でございまして、一部の例外を認めるEPA経済連携協定、これより自由化の度合いが高いといわれております。今、米などの関税を最初から例外扱いできるという保証もありませんし、仮に6月に参加を決めたとしても、実際の交渉で日本不在の間に協定の骨格が決まってしまう可能性は否定できません。それにTPP参

加が国民にどのようなメリットがあるのか、現段階では不明でございます。内閣府は日本がT P Pに参加した場合、国内総生産G D Pが最大3兆2, 000億円ふえるといわれておりますが、農林水産省は関連産業への影響を含め、G D Pが7兆9, 000億円減少すると試算をしており、さらに輸入品の流入で日本の食料自給率は40%から13%までに減少するといわれており、政府は2020年を目標に50%達成を掲げておりますが、これに矛盾するというところで、何よりもまず農業の抜本改革に着手すべきということだというふうに考えており、趣旨採択をお願いしたいと思っております。

意(14) 私は本件については賛成をいたします。いろいろお聞きをしますと、全国中央農業会議所ですかね、ここが反対決議をとって政府に上げてるといふこと。それを受けて、県のJ A、そしてその下部組織であり高浜市の農業委員会ともに全中の方向性と同一歩調で反対のための署名活動を現在取り組んでおるように聞き及んでおります。したがって、農業関係者の皆さんたちについては、このT P Pというのは非常に大きな打撃を受けるということも歯止めを通して感じておる中身ですので、その皆さんの期待にこたえるためにも地方議会として反対をすべきではないかと思っております。先ほどちょっと話がありましたけども、例外のない関税、要するに関税撤廃ということなんですね。したがって、農業分野で食料自給率、カロリーベースで見ましても40%です。これがT P Pを協定結んで参加していくということになれば、13%まで食料自給率が低下をするということをおっしゃるんですね。そうしますと、ほとんどの私どもが口にする農産物というのは外国に依存をすると。今、そういう事情が考えた時に世界的には食糧難ですよ。干ばつがあったり、あるいはさまざまな事情で農作物が枯渇をしていく、そういう方向に流れている中で、自国のその農産物が外国に依存していいのかという問題もありますし、あるいは農業関係者の皆さんの営業、生活が破壊をするということであっていいのかということが問われておりますので、これは急いで、短絡的だという御意見もありましたけども、急いで国民挙げて反対をしていくと、政府に迫っていくことが今、求められているんじゃないのかなと思っております。加えて農業というのは、御承知のように、環境にも大変影響を与えるわけですね。国土の保全という点でも大きく寄与しておるわけですので、この点でもその視点も踏まえて、賛成

をしたいなと思います。

(17) 陳情第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を
求める陳情

意(5) 反対の意見を述べさせていただきます。保険適用範囲を拡大し、医療費の総枠を拡大してほしいという趣旨の御意見だと思えますけども、これは裏返しがありまして、当然保険給付費の増大につながりますし、厳しい運営を強いられると考えられます。被保険者さんの保険料や保険税のさらに負担増につながるのではないかと考えております。特に高額を要する新しい治療が保険適用となると、その影響は大きなものとなると思えます。したがって、医療費や保険料等の負担の公平性を確保する観点から、本件においては十分な議論の上、慎重に対応すべきものと考えております。また本市の歯科医師会の皆さん方も、この意見書については承知してみえないということも聞いておりますので、この意見書と本市の歯科医師会との連携ともとられていない。こういう面をとっても、この陳情には反対するものであります。

意(18) この陳情ですけれども、中を読まさせていただきますと、患者さんの立場ではやはり保険がきかない治療というのは、かなり高額な治療費になりますので、なるべく保険のきく範囲を広げてほしいというのが皆さんの切実な願いであるかと思えます。一方、歯科医師の診療報酬のことが盛り込まれておりますが、この歯科医師会から強い要望が何らかの対応をしなければなりませんけども、歯科医師会から提出されたものではありませんので、患者さんの立場という点で一定の理解はしますので、これも趣旨採択でお願いいたします。

休 憩 午前 11時59分

再 開 午後 1時00分

意(14) 私は本件については賛成をいたします。その理由につきましては、この陳情趣旨にも記載されておりますように、経済的な理由から歯科の治療を中断するという方が5割弱となっている。5割に近い方が中断をするというのは、大変問題があります。その根っこにはやっぱり患者負担が大きいかかわっ

ているということでもあります。それからもう一つは、歯科診療の報酬が大変低く抑えられていることから、歯科医師の5人に1人は年収300万以下という実態や歯科技工士が二十歳代で離職率が8割という状況もあるように記載されております。いずれも改善を要する内容だということから本件には賛成をしたいと思います。あわせて特に歯科の治療というのは、おろそかにしておりますと内蔵疾患にも影響していくことだけに、これは対極的にとらえれば医療費総額を押し上げていくということにも波及しますので、できるだけ早く治療を完治するということは経済的な負担と絡まって、大事な視点だということを考えますので、本件については賛成をいたします。

《採 決》

- (1) 議案第2号 指定金融機関の指定について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第3号 高浜市民生活安定資金信用保証運営委員会条例の廃止について

挙手多数により原案可決

- (3) 議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第5号 衣浦衛生組合格約の変更について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第6号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合格約の変更について

ついて

挙手全員により原案可決

(6) 議案第7号 高浜市道路占用料条例等の一部改正について

挙手多数により原案可決

(7) 議案第8号 高浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(8) 議案第9号 高浜市職員定数条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(9) 議案第10号 高浜市特別職の職員で常勤のものゝ給料の月額の特例に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(10) 議案第11号 高浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(11) 議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(12) 議案第13号 高浜市副市長の定数を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(13) 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

挙手全員により原案可決

(14) 議案第36号 高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例の制定について

挙手全員により原案可決

(15) 議案第37号 高浜市住宅リフォーム助成に関する条例の制定について

挙手少数により原案否決

(16) 陳情第2号 「T P Pへの参加に反対する意見書」を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

(17) 陳情第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情

過半数に至らず

委員長 審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいか。

異 議 な し

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午後 1時08分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長